

国 中 整 倉 河 管 第 5 2 号
令 和 3 年 1 0 月 2 9 日

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 委員 様

国土交通省 倉吉河川国道事務所長
(公 印 省 略)

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会の書面開催結果について（通知）

平素より国土交通行政にご協力いただきありがとうございます。

令和3年10月27日付け「天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会の書面開催について（依頼）」で依頼させていただいた書面表決結果について、結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 表決結果

審 議 事 項	総表決数	賛成	反対
天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会規約の一部改定について	12	12	0

各委員より賛成をいただきましたが、付帯意見が出され文章の修正を行っております。

資料1をご確認いただき、これに関して意見がある場合は11月22日までに別紙の意見書に記載いただき事務局まで送付をお願いいたします。

特に意見が出されなかった場合、本文書にて議案が承認されたものとさせていただきます。

2. 配付資料 資料1、資料2、資料3、意見書

3. 問合せ先 国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所
河川管理課担当：小島、齊藤
TEL 0858-26-6221（内線:331, 334）
E-mail kojima-t87ma@mlit.go.jp
saitou-n87yb@mlit.go.jp

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 及び河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 51 条の 2 の規定に基づき組織することとし、「天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする天神川水系とは、一級水系天神川のうち、天神川、小鴨川、国府川、三徳川の直轄管理区間、対象とするダムは中津ダムを示す。

(目的)

第 2 条 天神川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策やソフト対策、事前放流の取組を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築及び中津ダムによる治水対策の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の実施事項)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 4 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 中津ダムの事前放流を実施するために必要な協議
- 6 その他、大規模氾濫に関する減災対策及び中津ダムの治水対策に関して必要な事項

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の 9 及び河川法（昭和39年法律第167号）第51条の 2 の規定に基づき組織することとし、「天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする天神川水系とは、一級水系天神川のうち、天神川、小鴨川、国府川、三徳川の直轄管理区間、対象とするダムは中津ダムを示す。

(目的)

第 2 条 天神川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市町や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策やソフト対策、事前放流の取組を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築及びダムによる治水対策の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の実施事項)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 4 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 ダムの事前放流を実施するために必要な協議
- 6 その他、大規模氾濫に関する減災対策及びダムの治水対策に関して必要な事項

(協議会)

第 4 条 協議会は、別表 1 に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 協議会は、第 1 項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 5 条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、中国地方整備局倉吉河川国道事務所及び鳥取県県土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

- (附則) 本規約は、平成28年7月12日から施行する。(第1回協議会の日)
本規約は、平成30年2月8日 一部改正 (第4回協議会の日)
本規約は、平成30年5月14日 一部改正 (第5回協議会の日)
本規約は、令和2年6月3日 一部改正 (第8回協議会の日)
本規約は、令和3年5月28日 一部改訂 (第9回協議会の日)
本規約は、令和3年10月29日 一部改訂 (第10回協議会の日)

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 委員

(委員)

倉吉市長

三朝町長

湯梨浜町長

琴浦町長

北栄町長

鳥取県 危機管理局長

鳥取県 企業局長

鳥取県 県土整備部長

鳥取県 中部総合事務所 県土整備局長

鳥取中部ふるさと広域連合 消防局長

気象庁 鳥取地方气象台長

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長

(事務局)

鳥取県県土整備部 河川課

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所

天神川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会 委員

(委員)

倉吉市 防災調整監

三朝町 総務課 参事

湯梨浜町 防災担当参事

琴浦町 危機管理監

北栄町 総務課長

鳥取県 危機管理局 危機管理政策課長

鳥取県 企業局 工務課長

鳥取県 県土整備部 次長

鳥取県 中部総合事務所県土整備局 計画調査課長

鳥取県 中部総合事務所県土整備局 河川砂防課長

鳥取中部ふるさと広域連合 消防局 警防課長

気象庁 鳥取地方气象台 防災管理官

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 河川副所長

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 道路副所長

(事務局)

鳥取県県土整備部 河川課

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所